

令和6年度安曇野市立小学校オンライン国際交流事業業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1 外国語の授業を初めて行う小学校5年生のクラスで、児童が海外に在住し英語を母国語とする者とインターネットを通してオンラインで国際交流を行い、異なる言語や文化を持っていても英語を使用してコミュニケーションがとれることを体験する。併せて、全ての児童が会話する楽しみや好奇心を掻き立てる体験を通じ、その後の英語学習への意欲を高め、異なる文化への理解を深める機会を提供することを目的とする。

(委託業務)

第2 委託業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 業務名
令和6年度安曇野市立小学校オンライン国際交流事業業務
- (2) 業務内容等
別紙「令和6年度安曇野市立小学校オンライン国際交流事業業務委託 仕様書」のとおり
- (3) 業務箇所
安曇野市内小学校 10校
- (4) 契約期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (5) 提案上限額
金1,947千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(参加事業者の選定)

第3 公募型プロポーザル方式とする。

(参加資格)

第4 公募型プロポーザルに参加申込みできる事業者は、次に掲げる事項の全てを満たす者とする。

- (1) 安曇野市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、当該名簿に登録されていない者であって、下記第6(5)による手続きを行い、参加資格が認められたものは、この限りでない。
- (2) 公示の日を起算日として前2年の間に、長野県内の自治体と外国語（英語）指

導に関する業務契約を締結した実績があること。ただし、事業譲渡等を理由に新設された会社においては、類似の業務実績があり、それを証明できる書類を提出すれば、外国語（英語）指導に関する業務契約を締結した実績があるものとみなす。

- (3) 小中学生を対象にしたオンライン国際交流の実績があり、長野県内の自治体において、外国語指導助手（ALT）派遣実績を3年以上有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 安曇野市から入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (7) 長野県内に本社、支社又は営業所等があること。
- (8) 申請者及び役員等が、安曇野市暴力団排除条例（平成24年安曇野市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

（今後の日程）

第5 業務開始までの今後の日程は、おおむね次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 参加申込書提出期限 | 令和6年8月9日（金）午後5時まで |
| (2) 参加申込結果の通知 | 令和6年8月14日（水） |
| (3) 質問書提出期限 | 令和6年8月19日（月）午後5時まで |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和6年8月30日（金）午後5時まで |
| (5) 企画提案書審査期間 | 令和6年9月2日（月）から9月13日（金） |
| (6) 審査結果通知 | 令和6年9月18日（水） |

（参加申込書等の提出）

第6 公募型プロポーザルに応募する事業所は、参加申込書を提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和6年8月9日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所 〒399-8281 安曇野市豊科6000番地
安曇野市教育委員会学校教育課（安曇野市役所3階9番窓口）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（必着）
- (4) 提出書類 ① 参加申込書（様式第1号）…1部
② 参加資格確認書（様式第2号）…1部
③ 派遣実績確認書（様式第3号）及び上記第4（3）の派遣実績を確認できる書類（契約書の写し）…1部

- ④ 定款（写）及び会社パンフレット… 1部
- (5) 安曇野市の入札参加資格者名簿に登録されていない者の提出書類
上記(4)の提出書類に加え、下記の書類を提出するものとする。
 - ① 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）…写し可・公示日から90日以内に発行されたもの… 1部
 - ② 印鑑証明書…写し可・公示日から90日以内に発行されたもの… 1部
 - ③ 使用印鑑届（上記②印鑑証明書により届出されている印を契約等に使用する場合は提出不要）… 1部
 - ④ 納税証明書…写し可・公示日から90日以内に発行されたもの… 1部

2 本実施要領第4に定める参加資格要件等に基づき、安曇野市教育委員会学校教育課において参加申込書等の審査を行い、事業者に参加資格審査の結果を通知する。この場合において参加資格に満たないと判断された者は、市長に対し通知日の翌日から5日（休日は含まない）の間にその理由について書面により説明を求められることができる。市長は、参加資格が満たないと判断した理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から5日（休日は含まない）以内に説明を求めた者に対して、文書で回答するものとする。

なお、受託実績等により、第11の審査委員会に諮った上で参加者を決定する場合がある。

（企画提案書等の提出）

第7 参加事業者は、企画提案書、見積書及び企画提案概要書（以下「提案書等」という。）を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年8月30日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出場所 〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地
安曇野市教育委員会学校教育課（安曇野市役所3階9番窓口）
- (3) 提出書類及び部数
 - ① 企画提案書（様式第9-1号～第9-9号）… 7部
 - ② 見積書（様式第7号）… 1部
 - ③ 企画提案概要書（任意様式）… 1部
- (4) 企画提案書記載項目
 - ① 事業方針と事業関連性
 - ② オンライン国際交流の受託実績
 - ③ オンライン国際交流に関する理解度、支援体制
 - ④ オンライン国際交流に際して手配可能な交流先

- ⑤ オンライン国際交流の現地での支援体制
- ⑥ 危機管理体制
- ⑦ 教科書を活用した交流提案
- ⑧ 法令遵守体制

(5) 企画提案書の作成方法

- ① 用紙の大きさは、A4版とする。
- ② 表紙（様式第9-1号）及び企画提案書（様式第9-2号～9-9号）を使用し、目次及びページ番号を付けて、ホチキス等で2点留めすること。
- ③ 正本1部には、商号又は名称、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。副本6部は、正本の写しで構わないが、事業者名が分からないようマスキング等の対応をすること。
- ④ 様式は、各1ページとしているがページ数が増えても可。
- ⑤ 様式以外の資料を綴る場合は、目次に記載しページ番号を付して企画提案書と一緒に綴ること。
- ⑥ 企画提案書には、見積金額を記載しないこと。
- ⑦ 記載内容に安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第3号に該当する不開示情報がある場合は、提案書の末尾等にその箇所を具体的に記載すること。

(6) 見積書の作成方法

- ① 見積書（様式第7号）を使用すること。
- ② 企画提案書とは別に封緘し、提出すること。

- (7) 提案書等の作成、提出に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- (8) 提案書等の提出は、1参加事業者につき1件とする。
- (9) 企画提案書で提案された内容については、契約後は実施できるものとする。
- (10) 提案書等は、提出後の訂正、差し替えなどを認めない。
- (11) 候補事業者として決定した者の企画提案概要書は、市ホームページに公開するものとする。

(質問の受付等)

第8 参加事業者は、参加申込及び提案書等の作成に関し、質問書（様式第6号）を提出することができる。

- (1) 受付期間 公示日から令和6年8月19日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出場所 安曇野市教育委員会学校教育課
FAX：直通0263-71-2338
E-mail：gakkoukyouiku@city.azumino.nagano.jp

- (3) 提出方法 FAX又は電子メール
- (4) 提出された質問及び回答内容については、市ホームページにて掲載する。
- (5) 質問は当該業務に係る条件や応募手続に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画等には答えないこととする。

(プロポーザルの途中辞退)

第9 参加事業者は、辞退届(様式第10号)を提出することにより、参加を辞退することができる。なお、一度辞退届を提出した後は、再度参加することはできない。

- 2 提案書等を提出期限(令和6年8月30日(金))までに提出しなかった場合は、参加を辞退したものとみなす。

(審査委員会)

第10 企画提案書等の審査を行うため、安曇野市立小学校オンライン国際交流事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

(提案書等の審査)

第11 審査は、提出された企画提案書等の書類評価を審査会が行う。

- 2 審査は、企画提案を総合的に評価し、審査委員が参加者順位1位を最も多くつけた参加事業者を候補事業者とする。参加者順位1位が同数の場合は、審査委員が参加者順位2位を最も多くつけた参加事業者を候補事業者とする。以下同数の場合は同様に3位4位と続ける。
- 3 審査の結果、評価点が100点中50点以下であった場合は選定しない。なお、評価点の算出は、全委員の評価点の平均(小数点第2位以下を切り捨て)による。

(評価方法)

第12 各参加事業者の評価は、次に掲げる項目、配点により企画提案書の内容を基に審査会で評価する。

(1) 業務の信頼性の評価

- ① 事業方針や事業への理解度
本事業の目的や内容を理解し、事業方針が明確か。
- ② 業務の実績
過去の類似業務における実績と成果は十分か。
- ③ 交流先の確保状況
必要な海外講師の確保は十分か。
- ④ 支援体制や危機管理体制の充実度

通信機器等の操作補助、海外講師や学校への支援体制及び事故や通信障害などへの危機管理対応が十分できるか。

⑤ 法令順守体制

事業実施に当たり、法令遵守体制の取組は適切か。

(2) 企画提案内容の評価

① 交流提案内容の妥当性

提案内容は、児童の学習意欲を高める内容か。また、異文化の理解を深める内容が含まれるか。

② 教科書の活用度

提案内容は、教科書の単元や既習内容を含み、多くの児童が学習課題として取り組みやすい内容となっているか。

(選定結果の通知)

第 13 審査結果は、参加事業者に候補事業者選定結果通知書により郵送で通知する。

- 2 候補者として決定されなかった参加事業者は、市長に対し通知日の翌日から 5 日(休日は含まない)以内にその理由について書面により説明を求めることができる。市長は、候補事業者として決定されなかった理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から 5 日(休日は含まない)以内に説明を求めた者に対して、文書で回答するものとする。

(失格)

第 14 参加事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、選定結果等にかかわらず既に決定した事項を取り消し、失格とすることがある。

- (1) 提案書等の作成に関して不正行為又は虚偽の記載が認められた場合
- (2) 契約締結前に入札参加停止の措置を受けた場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 業務履行が困難であると判断される事案が判明した場合
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約者として業務を行うことについてふさわしくないと認めた場合

(プロポーザルに係る費用)

第 15 このプロポーザルに要する費用は、全て参加事業者の負担とする。

(その他)

第 16

- (1) 参加事業者が 1 事業者となった場合も、プロポーザル方式による事業者の選定

を実施する。

- (2) 候補事業者以外の企画提案書は、審査後事務処理用の1部（原本）を除いて返却する。ただし、候補事業者については、返却しないものとする。
- (3) 安曇野市が参加事業者に提供した資料等は、安曇野市の了解なく他に使用できないものとする。
- (4) 企画提案書の著作権はそれぞれの提案者に帰属する。ただし、安曇野市が本業務に係る範囲において公表する場合、その他必要と認めるときに、提案書等の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 公募型プロポーザルにおいて提出された書類は、安曇野市情報公開条例の規定に従い、開示請求の対象となることに留意すること。